

道老施協第45号
令和6年8月27日

各 養護老人ホーム施設長 様

北海道老人福祉施設協議会
会長 瀬戸 雅嗣
養護老人ホーム検討委員会
委員長 寺井 孝典

令和6年度 養護老人ホーム職員研修会の開催について

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記研修会につきまして、別添要綱のとおり開催しますので御案内いたします。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴職をはじめ関係職員の御参加について格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参加申込の際は、開催要綱に記載の留意事項を御確認の上、参加申込書により令和6年9月20日（金）までにメールにてお申し込みください。

【事務局連絡先】

北海道社会福祉協議会

法人・施設支援部施設福祉課内 担当：岸田/宮川

TEL：011-241-3766（直）

E-mail：roushikyo@dosyakyo.or.jp

令和6年度 養護老人ホーム職員研修会開催要綱

1 研修の目的

養護老人ホームは地域におけるセーフティネットを支える重要な使命を帯びていますが、令和6年6月、中央にて養護老人ホームについて協議・議論がなされメディアでも大きく報じられました。(別添参考資料：「R6.7.6、7.31、Yahoo!ニュース掲載の福祉新聞記事」)

主には以下の2点で驚愕の内容でした。

①多くの自治体で誤った認識があることが指摘されました。

- 自治体の多くが三位一体改革で市区町村の全額負担になったと誤って認識していること。
- 地方交付税における施設運営費の計算式では「多く措置しても損はせず少なくとも得はしない」こと。

②施設運営費(措置費)の基準単価が改定されていません。

- 06年に厚労省指針をもとに各自治体が施設運営費の基準単価を定めましたが、これまでの18年間最低賃金や物価の上昇などがあつたにもかかわらず、基準単価はほぼ改定されていないこと。

今回の研修では、このことを踏まえた情報の共有と厚生労働省担当課からの事務連絡(令和6年3月26日発出)の正しい解釈を学ぶことが出来ます。

また、研修の後半では、養護老人ホームの特徴である様々な利用者に対する多様なサービスの提供に必要な視点やスキルを共有し、職員一人ひとりのより良い支援や実践につなげることを目的にグループワークを行います。

2 主 催 北海道老人福祉施設協議会(養護老人ホーム検討委員会)

3 後 援 北海道(予定)、北海道地域包括在宅介護支援センター協議会(予定)、北海道介護支援専門員協会(予定)

4 日 程 令和6年10月11日(金) 9:45~

5 場 所 北海道第2水産ビル 8階 8BC会議室(札幌市中央区北3条西7丁目)

6 参加対象 養護老人ホームの施設長・職員、市町村等行政の措置担当者、地域包括支援センター職員、北海道介護支援専門員協会会員

7 参加定員 参集60名

8 参加費 ・養護老人ホームの職員(研修への参集を基本とします)

:道老施協の会員施設 :参加者1名 3,000円(オンライン参加も同額)

//非会員施設:参加者1名 6,000円(オンライン参加も同額)

・その他の市町村等行政職員等(講義部分のみの参加となります):無料

9 日程・内容

内 容	
・入室	9:15~
・開 会 開会挨拶	9:45~ 北海道老人福祉施設協議会
・講 義 テ ー マ	9:50~11:20【90分】 「措置制度と養護老人ホームを巡る課題について ~その法的根拠から考える~(仮題)」
講 師	高田 清恵 氏(琉球大学 人文社会学部 国際法政学科 教授) ~~小休憩10分~~
・情報提供 テ ー マ	11:30~12:30【60分】 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方について ~厚生労働省老健局高齢者支援課より発出の通知と事務連絡の解釈と解説~」
講 師	平岡 毅 氏(全国老人福祉施設協議会 養護老人ホーム部会副部会長 社会福祉法人カトリック聖ヨゼフ・ホーム 総合施設長)
~ 昼 休 み 12:30~13:30 ~	

オンライン参加の対象となる部分

<ul style="list-style-type: none"> ・講 義 13:30～14:30【60分】 テ ー マ 「どうなる？どうする！これからの令和な養護老人ホーム！ ～お一人おひとりへの生涯支援という視点から看取り介護に至るまで～」 講 師 平岡 毅 氏
～～小休憩10分～～
<ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク進行確認 14:40～14:45 ・グループワーク 14:45～16:45【120分】※いくつかのテーマを選択し討議。 討議予定 ①講義や情勢報告に関する内容 ②支援および施設経営に関する諸課題 など 進 行 平岡 毅 氏 ファシリテータ 北海道老人福祉施設協議会 養護老人ホーム検討委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換会 17:30～19:00 (希望者のみ) <会場名> 【個室居酒屋 和菜美 札幌駅前店】 (札幌市中央区北4条西6丁目 エターナルパンセ3階 電話：050-5868-0912) <会費> 1名 5,000円(税込) ※会費は、当日承ります。 ※参加人数等により、情報交換会場が変更となる場合があります。

10 参加申し込み等について

別添「参加申込書」を令和6年9月20日(金)までに、メールにてお申込みください。
受講料や情報交換会参加費の支払い方法(事前振込とします)のご案内やオンライン参加の場合、ZoomID資料等を指定のメールアドレスに送信いたします。

11 申込および問合せ先

北海道老人福祉施設協議会事務局(担当:岸田、宮川)
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地「かでの2.7」3階
北海道社会福祉協議会法人・施設支援部施設福祉課内
TEL:011-241-3766 E-mail: roushikyo@dosityakyo.or.jp

☆事務局から

・昨年度、久しぶりに集合形式での研修を行いました。
参加者からアンケートからは「Webも良い点があるけど、集まって直接話せると良い！」との声
が複数あり、今年度も参集形式としました。業務の都合があり、お忙しい所かと思いますが、できる
限り多くの皆様のご参加をお待ちしております。

「措置控え」洗い直し 自民参議院議員の会、養護老人ホームの運営改善で

7/6(土) 13:30 配信 10

福祉新聞
THE FUKUSHI SHIMBUN



40人超の議員が出席。関心の高さがうかがえた

閉鎖や定員減が相次いでいる養護老人ホームについて、6月19日に開かれた自民党の「地域の介護と福祉を考える参議院議員の会」（末松信介会長）が取り上げた。「措置控え」の原因に自治体の誤認識があることや、施設運営費（措置費）の基準単価を国が改定すべきことなどを出席（代理含む）した40人超の議員が共有し、厚生労働、総務両省の今後の対応を注視していくことになった。

措置控えに誤認識

会合では上月良祐議員が同席した厚労、総務両省に対し、「重要な問題。見て見ぬふりをせず一緒に取り組んでほしい」と述べ、同ホームの現状と課題を説明した。

同ホームは家族や住居の状況、経済的理由から自宅で暮らせない高齢者を受け入れる施設で、自治体が入所者を決定（措置）している。2006年の三位一体改革により、施設運営費が地方交付税に組み込まれ、自治体が施設運営費を歳出することになってから運営が苦しくなった。23年度時点で921ある施設の半数超が赤字。ここ6年で約50施設が閉鎖した。末松会長は「高齢者の最後のセーフティーネットなのに施設が減るのはおかしな現象だ」と指摘した。

原因の一つは施設運営費を抑えるため自治体が入所者を回さない措置控えだ。施設は入所率が下がり、運営が立ち行かなくなる。

しかし、上月議員は総務省の地方交付税における施設運営費の計算式を詳細にみると、入所者が増えれば自治体の負担も増えるのではなく「多く措置しても損はせず、少なくとも得はしない」と説明。自治体の多くが三位一体改革で市区町村の全額負担になったと誤認識しているという。計算式の解釈は総務省が誤りはないと確認した。

基準単価の改定必要

また、06年に厚労省指針を基に各自治体が施設運営費の基準単価を定めたが、これまで18年の間に消費税増税、最低賃金や物価の上昇などがあつたにもかかわらず、基準単価はほぼ改定されていないことも原因だ。施設の負担だけが増え、運営を逼迫させている。

地方交付税では被措置者1人あたりに充てる単価は18年間で1・38倍増えており、本来は基準単価も増額されなければならない。しかし、指針はもともと厚労省が示したもので、上月議員は「改定作業は自治体ができる業務レベルではない。国が行うべき」と求めた。

さらに施設運営費は人件費と生活費であり、建物の修繕費は含まれていない。基本的に国の補助もなく、結果、建替費用が捻出できず閉鎖するしかなくなる。

現場の立場から利光弘文・全国老人福祉施設協議会養護老人ホーム部会長は「支援が必要な高齢者に対し、国の助成を受けて造った建物、支援ができる人材がいる」と同ホームの活用を訴えた。同会事務局長の大家敏志議員が「定期的に会を開き、厚労省などにこの問題の解決策を示してもらおう」と述べた。

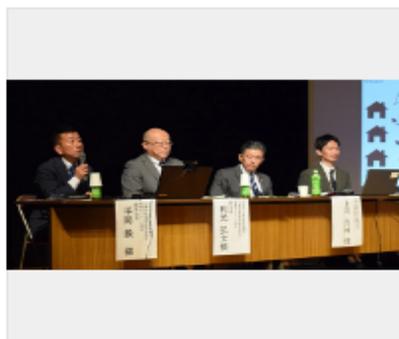
会合を終えて現場関係者間では、同ホームの課題が解決に向かうのではと期待が高まっている。

出典：「令和6年7月6日、福祉新聞（Yahoo!ニュース掲載記事）」

養護老人ホームの措置控え問題解決へ シンポジウムで対応を共有

7/31(水) 10:30 配信  5    

福祉新聞
THE FUKUSHI SHINBUN



参加者が400人を超えたシンポジウム

茨城県老人福祉施設協議会主催の「養護老人ホームを徹底的に考えるシンポジウム」が18日、水戸市のセキショウ・ウェルビーイング福祉会館とオンラインで開催された。市区町村が費用抑制を目的に入所者を措置しないため同ホームの運営難が続いている問題について、実際は入所措置した分、地方交付税で手当てされていることが説明され、各ホームが市区町村に適切な対応を求めていくことが必要だとした。

同ホームは生活困難や経済的困窮を抱える高齢者を受け入れる施設で、市区町村が入所者を決める（措置）。2006年の三位一体改革により施設運営費（措置費）が地方交付税に組み込まれたことから、市区町村は費用を抑えるため入所者を回さない対応（措置控え）が広がった。

シンポジウムでは自民党の上月良祐参議院議員が、地方交付税の措置費の計算方法を説明。「全国平均の措置者数（人口10万人市区町村で46人）より多いと加算され、少ないと引かれる」と述べた。同ホームへの入所措置を避け、市区町村負担が全体の4分の1の生活保護を適用するケースに対し、「対象者に合ったサービスではなく、市区町村にとって得に見える方を選びがちだ」と指摘した。

同ホームをめぐるのは、06年に市区町村が定めた施設運営費の基準単価について、地方交付税における被措置者1人当たり単価が18年間で1・38倍増えているにもかかわらず、ほぼ改定されていない問題もある。

平岡毅社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム総合施設長は、3月に厚生労働省が自治体に改定の検討を求めた通知を基に奈良県御所市と協議を重ね、1・38倍増分の対応が決まったことを報告。400人超の参加者に向け「この問題に立ち向かっていくことがホームの自立につながる」と話した。

出典：「令和6年7月31日、福祉新聞（Yahoo!ニュース掲載）」